

全市生涯学習学びのキャンパス化プロジェクト
「学びの場 100 景選定・デジタルアーカイブ化業務委託」

公募型プロポーザル

実施要領

令和6年5月

掛川市

1 事業概要

(1) 業務委託名

学びの場 100 景選定・デジタルアーカイブ化業務委託

(2) 事業目的

掛川市の生涯学習は、まちづくりと人づくりの一体的推進である。この理念をもとにまちづくりを進めるにあたっては、地域の魅力をいかに掘り起こし、あるいは新たにつくり、磨き上げるか、また、そのための人材をいかに育成するかがカギとなる。

このことから、本事業は、誰でも学び直しができ、学びを地域社会に還元できる環境を整え、多様な学習機会の充実を図るために、「名」と名のつくもの（ひと、こと）の顕在化とそのネットワーク化の構築により、掛川市全域を「生涯学習の学びのキャンパス化」し、もって、まちづくりの担い手となる人材を増やすことを目的とする。

(3) 業務期間

契約日から令和7年2月28日（金）17時まで

(4) 実施場所

掛川市内全域

(5) 事業構成

「学びの場100景選定・デジタルアーカイブ化業務委託」仕様書のとおり。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として特定された企業等の企画提案内容に応じて仕様を変更することができるものとする。

2 委託上限額

3,800,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 345,454円）

3 実施方法

公募型プロポーザル方式による。

4 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 本業務を円滑に遂行できる安定的且つ健全な財政能力を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がされていない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がされていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がされていない者であること。

- (6) 掛川市工事請負契約等入札参加停止要綱及び掛川市物品購入指名停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (7) 他自治体、企業等において、本業務と同種又は類似の業務を受託した実績がある者であること。

5 選定の手順

(1) スケジュール

	項目	日時等
1	プロポーザル実施要領等の配布	令和6年5月22日(水)～30日(木)17時まで
2	募集説明会への申し込み	令和6年5月22日(水)～30日(木)17時まで
3	募集説明会の開催	令和6年6月5日(水)14時から
4	質問の受付	令和6年6月5日(水)～10日(月)17時まで
5	質問への回答	令和6年6月13日(木)17時まで
6	プロポーザル参加申込書の提出	令和6年6月19日(水)17時まで
7	企画提案書等の提出	令和6年6月25日(火)17時まで
8	プレゼンテーション(審査会)の実施	令和6年7月1日(月)午前中
9	審査結果の通知	令和6年7月3日(水)
10	契約締結	令和6年7月 協議による
以下参考項目		
11	企画提案イベントの実施	
	(デジタルアーカイブ公開)	令和6年10月末日までに公開(その後随時更新)
	(モデルコース体験会)	令和6年10月中旬から12月上旬までに実施
12	企画提案イベントの完了報告	令和7年2月28日(金)17時まで

(2) プロポーザル実施要領等の配布

掛川市ホームページにおいて、令和6年5月22日(水)から30日(木)17時まで掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。掛川市役所で配布や郵送は行わない。

(3) 募集説明会への申し込み

公募型プロポーザル参加希望者は、以下により募集説明会へ出席することができる。参加者は1提案者につき2名以内とする。

① 提出期間

令和6年5月22日(水)から30日(木)17時まで

② 提出先

掛川市 協働環境部 生涯学習協働推進課 協働推進係

③ 提出方法

電子メール、郵送、持参のいずれかの方法で提出

連絡先等は、「7 書類の提出先窓口及び問い合わせ先」参照

④ 提出物

募集説明会参加申込書(様式1)

(4) 募集説明会

- ① 日時 令和6年6月5日（水）14時から
- ② 場所 掛川市役所4階 会議室2（掛川市長谷一丁目1番地の1 掛川市役所内）
- ③ 内容 公募型プロポーザル実施要領等の内容説明

(5) 質問の受付

企画提案書作成に係る内容及び方法等についての質問は以下のとおり受け付ける。

- ① 提出期間 令和6年6月5日（水）から10日（月）17時まで
- ② 提出先 掛川市 協働環境部 生涯学習協働推進課 協働推進係
- ③ 提出方法 電子メールによる。
連絡先等は、「7 書類の提出先窓口及び問い合わせ先」参照
※メール後に電話でメールの到着確認をすること
- ④ 提出物 質問書（様式2）

(6) 質問への回答

提出された質問事項及び回答内容をすべて取りまとめ、募集説明会参加者に電子メールで送信するとともに、掛川市ホームページで公表する。

回答については、令和6年6月13日（木）17時までに行うものとする。

(7) プロポーザル参加申込書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、以下により申込書を提出すること。

- ① 提出期限 令和6年6月19日（水）17時まで
- ② 提出先 掛川市 協働環境部 生涯学習協働推進課 協働推進係
- ③ 提出方法 電子メール、郵送のいずれかの方法で提出
連絡先等は、「7 書類の提出先窓口及び問い合わせ先」参照
※メール後に電話でメールの到着確認をすること
- ④ 提出物 ア プロポーザル参加申込書（様式3）
イ 企業の同種または類似業務の実績表（任意様式）
ウ 業務実施体制（様式5）
※令和5・6年度掛川市一般競争（指名競争）参加資格者名簿に登録がない場合は、以下の書類を追加すること。
エ 営業経歴書または会社案内（任意様式）

(8) 企画提案書等の提出

企画提案書等は、以下のとおり提出すること。

- ① 提出期限 令和6年6月25日（火）17時まで
- ② 提出先 掛川市 協働環境部 生涯学習協働推進課 協働推進係
- ③ 提出方法 郵送、持参いずれかの方法で提出する。
持参の場合は、平日の9時から17時まで受け付ける。
郵送の場合は、書留郵便で上記提出期限必着のこと。

提出期限を過ぎた場合は受理しない。

提出後の書類の追加及び修正（差し替え）は一切認めない。

連絡先等は、「7 書類の提出先窓口及び問い合わせ先」参照

④ 提出物 企画提案書 6部（正本1部 副本5部）

⑤ 提出書類作成要領

提出書類	記載内容・留意事項等	様式
企画提案書	○企画提案書の提出は1提案者1件とする。 ○企画提案書には表紙をつけること。 ○企画提案書には、以下の順で内容を記載すること。 1 本業務受託に応募した理由、企画提案の全体コンセプト 2 学びの場100景の選定に関する事業提案 3 デジタルアーカイブ化に関する事業提案 4 本成果品の活用に関する提案 5 その他独自提案や過去の受託実績、自己PR等 ○提出書類はA4サイズを基本とするが、必要に応じてA3サイズのページを含むことを可能とする。 ○表紙を含め30ページ以内とし、両面印刷の上、ページ番号を記入すること。また、A3サイズのページはA4サイズ2ページとみなす。 ○本業務を受託した場合の実施工程を簡潔に記載すること	様式4 及び 企画提案書 (任意様式)
業務工程表	○本業務を受託した場合の実施工程を簡潔に記載すること	任意様式
実施体制	○本業務を受託した場合の実施体制について記載すること	様式5
見積書	○提案額を記載し、任意様式の積算内訳書を添付すること。	様式6 及び 積算内訳書 (任意様式)

⑥ その他

提案者多数の場合は、令和6年6月25日（火）の提出期限後、速やかに(9)④の評価項目等をもって書類審査を行い、書類審査を通過した提案者のみ(9)のプレゼンテーションに参加するものとする。

書類審査の有無並びに詳細については、令和6年6月19日（水）のプロポーザル参加申込書提出期限後、参加申込書提出者に速やかに連絡する。

(9) プレゼンテーション（審査会）の実施

① 日 時 令和6年7月1日（月）午前中（時間は別途通知）

② 場 所 掛川市長谷一丁目1番地の1 掛川市役所内（場所は別途通知）

- ③ 方法等 提出された企画提案書の内容を基に、学びの場 100 景選定・デジタルアーカイブ化業務委託プロポーザル審査会（以下「プロポーザル審査会」という。）において、各審査員が審査項目を個別に評価採点し、その点数を合計する方法により提案者の得点を算出する。評価点が最も高い提案者を受託候補者とする。ただし、受託候補者は全審査員が 60 点以上の評価をしていることを条件とし、プレゼンテーションは、1 提案につき 20 分以内(厳守)とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を 20 分間程度設ける。参加者は 1 提案者につき 2 名以内とする。
- ④ 評価項目等 審査の評価項目等は次のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
基本方針	・積極性 ・目的理解度	5 点
企画提案評価	・仕様充足度 ・独創性 ・発展性 ・拡張性	8 0 点
体制評価	・業務工程表 ・実施体制 ・過去の実績	1 0 点
見積書	・事業費	5 点
合 計		1 0 0 点

(10) 審査結果の通知

審査結果は、企画提案書を提出したすべての者に、令和 6 年 7 月 3 日（水）に電子メールにより通知する。審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

(11) 契約締結

プロポーザル審査会により受託候補者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結するための見積書を徴して契約を締結する。協議が不調の時は、プロポーザル審査会により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

なお、契約締結日は令和 6 年 7 月以降、協議により決定する。契約保証金については、免除するものとする。

6 その他

(1) 開示請求

契約を締結する提案者が提出した企画提案書等一式は、掛川市情報公開条例第 2 条第 2 項に規定する公文書として開示請求の対象となることがある。

(2) 企画提案書の無効

参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

(3) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 協働による事業の推進

本業務委託については、協働によるまちづくりの観点から、掛川市内の諸団体（地区まちづくり協議会、市民活動団体等）との連携を図りながら、効率的かつ効果的な事業推進に努めるものとする。

(5) 著作権の取扱い

掛川市は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わない。

(6) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載する。また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを静岡県警察本部に照会する場合がある。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)または暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- ② 次に掲げる行為の相手方が暴力団または暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすること。その他暴力団または暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団または暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団または暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団または暴力団員を問題解決のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団または暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団もしくは暴力団員であることまたは(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

7 書類の提出先窓口及び問い合わせ先

住 所：〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市 協働環境部 生涯学習協働推進課 協働推進係 (本庁舎3階西)

担 当：梅田知孝、村上宏行

電 話：0537-21-1129 FAX：0537-21-1165

メール：kyodo@city.kakegawa.shizuoka.jp